

2-5 日本森林学会学生ポスター賞授与内規

(目的)

1. 本内規は、学会表彰規則第9条に定める日本森林学会大会学生ポスター賞（以下「学生ポスター賞」という。）の審査・選考の手順について定める。

(趣旨)

2. 学生ポスター賞は、学生会員の研究の奨励を目的として、日本森林学会大会において優れたポスター発表を行った学生会員に授与する。

(対象)

3. 学生ポスター賞は、日本森林学会大会におけるポスター発表のうち、学生会員が筆頭発表者であり、かつ、事前に学生ポスター賞に応募する意思を示したものを選考の対象とする。

(選考委員会)

4. 学生ポスター賞選考委員会（以下、「委員会」という。）は、選考委員長、副選考委員長及び選考委員で組織し、選考委員長に表彰担当理事、副選考委員長に大会担当理事及びプログラム編成委員長、表彰担当主事をあて、選考委員は理事会が会員から選出する。委員会における審議等は、メールを活用する。

(授与件数)

5. 授与総件数は、全ポスターの1/10程度とする。
6. 選考委員長は、副委員長と協議して、各発表部門の学生ポスター発表件数に基づいて、発表部門をグループ化し、グループごとに授賞割り当て件数を決定する。

(審査委員)

7. 委員会は、グループごとに担当する選考委員を決める。選考委員は、大会に参加する会員の中から、各人の専門性を考慮して適切な審査委員を推薦し、委員会で決定するとともに、委員長が委嘱を行う。選考委員は審査委員が審査対象とするポスターの決定を行う。審査委員1人あたりの件数を概ね6~12件とし、同一のポスターに少なくとも3名の審査委員が審査を行うものとする。

(審査の項目)

8. 審査委員は、次の項目によりポスター発表の審査を行う。

(A) ポスター自体の見やすさ・わかりやすさ

字・図表が遠くからでもわかる、情報過多でない、説明なしでも要点が理解できる、話の流れ（文章構造・論理展開）など。

(B) 研究の質

新規性および独創性、データの質・量、解析方法の妥当性、論議・結論の妥当性など

(C) 発表技術

説明がわかりやすい、聴衆全体に対する気配りなど
(審査)

9. 審査委員は、直接ポスター会場に出向き、聞き取り等を行うことで、7.の審査項目に基づいて審査し、採点する。

10. 審査委員が共著者に含まれるポスターについては、その審査委員は採点しない。

(授賞ポスターの選考)

11. 選考委員は、審査委員全員の採点結果とグループ全体の総合的評価に基づき、各グループの授賞割り当て件数に応じて、上位のものから授賞候補を委員長に推薦する。

12. 委員長と副委員長は、選考委員の推薦に基づき、受賞ポスターを選考し、合議の上決定する。選考結果は、学会ウェブサイトあるいは大会期間中の会場等を利用して公表することができる。

13. 各グループにおいて、授賞に値する発表がない場合は、そのグループでの授与を見送る。

(選考結果の報告と表彰)

14. 選考委員長は選考結果を直近の理事会に報告する。
15. 理事会は、受賞ポスターの表彰を行うとともに、本人に通知する。

(内規の変更)

16. この内規を変更する場合は、表彰委員会が理事会に諮って定める。

2011年5月11日制定

2011年6月15日改定

2012年10月16日改定

2014年3月26日改定

2015年12月28日改定

2016年9月16日改定